

**「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例」及び、
「奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則」**

1. 条例の概要

本市におけるラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等について必要な規制を行うことにより、世界遺産を有する本市固有の歴史的景観を保全するとともに、市民の良好な生活環境の確保及び青少年の健全育成に資することを目的とする。

(条例 第1条より)

2. 改正の概要趣旨

- (1) 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例以上の禁止区域を、申請内容を協議し審議会を経て市長が同意した場合には建築可となる規制区域へ改正します。
- (2) ラブホテルの定義を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上におけるものとしします。
- (3) 屋外広告物の規制については奈良市屋外広告物等に関する条例にて対応可であるため廃止します。
- (4) 条例の実効性を高めるため、罰則規定を改正します。

この条例改正に市民の皆様のご意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

3. 改正の概要

- (1) ラブホテル及びぱちんこ屋の建築の規制区域を新設します。(第4条の2、第6条の2関係)
- (2) ラブホテルの定義を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の定義と同一とし、市長への届出を不要とします。(第2条、第3条、第3条の2関係)
- (3) 屋外広告物等の規制に関する規定を廃止します。(現行の第11条関係)
- (4) 条例の実効性を高めるため、罰則規定を改めます。(改正後の第12条関係)
 - ① 建築中止命令に係る罰金の限度額を5万円から30万円とする。
 - ② 立入調査に係る罰金の限度額を2万円から10万円とする。
 - ③ 勧告に係る罰金の限度額を5万円とする。
 - ④ 届出に係る罰金を削る。